

# テストマーケティング利用要項

## 第1 趣旨

事業者が自己の商品について、将来的に特定施設での取扱を希望し、次の選定委員会開催まで期間がある場合については、その商品の特性が損なわれることを失くすためテストマーケティングの利用を申請することができる。また、起業して間もない事業者の商品についてもテストマーケティングの利用を申請することができる。

## 第2 選定基準

特定施設県産品選定要領第4条の選定基準を満たすものであること。

## 第3 特定施設での取扱

テストマーケティング利用の可否については、各特定施設の条件等を考慮し、各特定施設の長が決定する。

## 第4 利用期間

原則3ヶ月以内とする。

## 第5 利用条件

### (1) 商品説明

各特定施設販売担当者への詳細な商品説明及び消費者に対する興味・質問等に対応できるように商品説明パンフレットを準備する等の工夫を行うこと。

### (2) 取引条件等

取引条件及び売上金精算方法等については、県産品申請等要項第5及び第6と同様とする。

### (3) 撤去・交換等

各特定施設の長は、施設の利用上、必要がある場合は、利用者に対し商品の撤去、交換等を命ずることができる。

## 第6 申請方法

申請は以下の書類（原本）とともに申請商品のサンプル品を添えて、利用を希望する特定施設に郵送または、持参することにより行う。

- ・ 県産品申請書 （会社概要） （様式1）（様式集1ページ）
- ・ 県産品申請書 （商品概要） （様式2）（様式集2ページ）
- ・ 申告書 （様式3）（様式集3ページ）

- ・念書 (様式4) (様式集3ページ)
- ・サンプル品

#### 第7 申請の受付先

福島県観光物産館

〒960-8053

住所:福島県福島市三河南町1-20 コラッセふくしま1階

TEL: 024-525-4031 FAX: 024-536-3188

#### 第8 利用承認

テストマーケティング利用の申請を受けた商品については、各特定施設においてサンプル及び書類の確認を行うとともに、必要に応じて製造現場を訪問すること等により、申請商品の確認を行う。その結果については各特定施設の長から申請者に通知する。

#### 第9 その他

この要項に定めのない事項又は、疑義が生じたときは、関係者と協議のうえ理事長が定める。

#### 附 則

この要項は、平成25年 8月27日から施行する。

この改正要項は、平成26年2月25日から施行する。

この改正要項は、平成30年4月1日から施行する。